

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
宇和島市

2 構造改革特別区域の名称
“牛鬼の里うわじま”どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲
宇和島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本市は、平成17年8月1日に旧宇和島市・旧吉田町・旧三間町・旧津島町の1市3町が合併して新たに「宇和島市」となった。

位置は愛媛県西南部にあり、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町、南東部は高知県宿毛市・同県四万十市に接している。

西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、5つの有人島と多くの無人島を有し、東側の急峻な鬼ヶ城連峰は、海まで迫り、起伏の多い複雑な地形を呈している。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在し、河川の多くは宇和海へ注いでおり、三間川は清流四万十川に合流して高知県へ流れている。

有人島を含めた東西は38.15キロメートル、南北は34.94キロメートルあり、面積は469.47平方キロメートルで、地目別の土地利用は、山林が49.6%、田畑が16.8%、宅地が3.0%を占めている。

なお、課税対象外の面積を含む割合では林野面積が市内面積の70.5%に上り、森林資源が非常に豊富である。

(2) 気候

瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置し、年平均気温は16～17℃で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間2,500mmを超えることもある。また、西側が豊後水道（宇和海）に面し、東側に1,000m級の高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられるさまざまな気候をあわせもっている。

(3) 人口

人口の推移は、昭和55年の110,920人をピークに、緩やかな減少傾向にあり、平成17年には89,444人となっている。世帯数も、減少傾向にあり、平成17年には34,222世帯になっている。

年齢階層別の人口は、65歳以上の老年人口が全体の28.6%で、15歳未満の年少人口の約3倍と高齢化が進んでいる。

(4) 産業

本市の平成12年の産業別就業者数の総数は46,037人で、第1次産業は全体の22.2%、第2次産業が18.8%、第3次産業が58.8%となっている。

第3次産業のうちサービス業が24.5%と大きな割合を占めており、ついで、卸売・小売業、飲食店が多くなっているが、本市における基幹産業は第1次産業である。

農業においては、柑橘類の栽培が盛んであり、内陸部は米、野菜、果樹など多様な産地を形成している。漁業においては、タイ、ハマチ、真珠、真珠母貝などの養殖が盛んに行われ、全国有数の生産地となっている。

しかしながら、柑橘栽培、養殖漁業のいずれも経営環境の悪化、後継者不足などから従事者が減少傾向にある。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、人口規模に比する第一次産業の割合がきわめて高い、全国的にも珍しい産業構造となっている。そこで、この海・山の資源を生かした集客交流産業の推進を目的として、グリーン・ツーリズムの振興や特産品開発に力をいれている。

しかし、市域が広く、中心市街地から離れた旧町地域においては、観光資源が散在し、交通網の問題などもあり、近年誘客数が落ち込んでおり、受け入れ体制においても連携が進んでいないのが現状である。

このようなことから、農山漁村地域並びに中心市街地において各々の特色ある地域資源を見直し、核となるツーリズムメニューを作り上げ、地域の自然を十分に活かした魅力ある滞在型の観光メニューと、特産品のブランド開発を行うことで、交流人口を増加させると共に、地域住民の生きがいややりがいに繋げていこうとするものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

宇和島市は、米の集積地という立地と鬼ヶ城山系からなる豊富な水に恵まれ、かつては多くの蔵元が酒造りを競い合っていたが、近年、いずれの蔵元も看板を下ろしており、現在、地元の産物を使った酒類の製造を一から行っている蔵元は一業者を残すのみとなっている。

しかし、「濁酒」の素材となる「米」については、全国でも評価の高い「三間米」を生産する三間地区をはじめとし、各地において米づくりが盛んに行われている。

ことに、今回特区の認定における推進主体の所在地、津島町岩松地区においては、毎年11月3日に米の収穫を感謝する秋祭りが行われ、その際に練られる郷土芸能「牛鬼」は、厄を祓い来る年の豊穰を約束する。「牛鬼」により厄払いがなされ製造された「濁酒」は、「牛鬼の里うわじま」の厄を祓う濁酒」として縁起物というブランド化がはかれる。

そして、特区認定を受けることにより、市内の各地において地産地消の意識を高め、競い合い助け合いながら各地域の特色を活かした「濁酒」造りに取り組み、「牛鬼の里うわじま」ブランドの確立及び消費拡大を図っていく。また、あわせて農家レストランの開設、生産工程見学体験等の事業を行い、誘客を促進し、都市と農村との交流による地域の活性化を図る。

完成した「濁酒」については、「産業まつり」、「コスモスまつり」、「しらうおまつり」など、各地域のイベントにおいても広く即売を行い、地域内での普及啓発活動を活発化させ、「農業者による濁酒の製造」を全市的な取り組みへと発展させていく。

また、本市は郷土料理の種類の豊富さでも知られているところであり、「食談義・ふるさとの味まつり」などの開催にあわせて、本市特有の「郷土料理」の数々に「濁酒」や「酒か

す」などを組み合わせ、環境にやさしいスローフードの推奨を行っていく。

こういった事業の取り組みにより、市民においては、地産地消の啓発や第1次産業への回帰、後継者支援を行い、都市部においては農山漁村の生活を広め、交流事業を積極的に行い、自然環境にやさしく過ごしやすい市としてのイメージを定着させ、中長期滞在者や移住者の誘致に繋げる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域ブランドの確立

近年の観光は物見遊山的なものではなく、目的とテーマが重要視されている。本市は、本市でしか味わえない多彩な歴史と自然を有しているものの、その活かし方について、地域住民自らの創意工夫による発信が行われていない。そこで、宇和島市民なら誰もが知っている奇習「牛鬼」を一つのシンボルとして、まずは「牛鬼の里うわじま」で作った厄を祓う濁酒を皮切りに、観光・物産の両面から統一したブランド展開を行い、強い産業としての地域ブランド「牛鬼の里うわじま」を確立する。

(2) 多彩な自然環境を活かしたツーリズムの推進による交流人口の拡大

本市は、山においては柑橘栽培、海においては養殖産業、里においては稲作と歴史文化など多彩な滞在型観光資源の種を有している。そこで、ツーリズムメニューの呼び物としての「農家レストラン」や「濁酒製造工程の公開」等を重点的に支援し、そこから様々なツーリズムメニューを展開し、都市との交流による交流人口の拡大に資する。

(3) 体験観光における中長期滞在から移住へ

地域の個性であるブランドを確立し、多彩なツーリズムメニューを展開することにより顧客やリピーターを獲得し、地域の暮らしに触れ、体験してもらうことで、季節滞在者や中長期の滞在者を徐々に増やし、団塊の世代等を対象とした移住者の誘致に取り組む。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 集客交流産業における効果

愛媛県における観光客は子育て後の夫婦が最も多く、入り込み客数の約4分の1を占めている。これは全国平均に比べても圧倒的に多い数字である。本市においても同様に、霊場巡りを含め夫婦での旅行が多く、反面若年層の旅行者が極めて少ない。

そこで、本計画におけるツーリズム事業推進の取り組みによる集客のターゲットとしても、まずは、2007年より大量定年を迎える団塊の世代の夫婦にアピールする。

地元住民についても、もてなしの心をもって家族同様に温かく「お客様」を迎えることを学びあい、また、旅行者から都市部の生活情報等について教えてもらうことによって、人と人とのつながりの大切さに改めて気づくことができ、そのつながりによるリピーターの確保が期待できる。

また、比較的交通アクセスの悪い農山漁村地域への誘客、並びに滞在時間の増加に伴い、市街部への宿泊者の増加も期待でき、中心市街地へも活気をもたらすことができる。

目標数値（単位：1～3・万人 4、5・件）

目標年(平成)	17年(実績)	20年	22年	24年
1 総入込客数	218	220	224	228
2 交流人口数	34	38	40	44
3 産業観光客数	18	19	20	22
4 農家民宿 (レストラン)開業者	1	5	10	15
5 濁酒製造業者	0	1	2	5

(2) 特産品販売における効果

本市では、地域で生産された農産物の直販所を3箇所設置しており、民間による直販所も点在している。

今後、ツーリズムと併せた特産品開発や今回特区の認定を受けての「濁酒」製造並びに販売を行うことで、直販所の役割も拡大し、市場が活性化していくことが見込まれる。それにより、第1次産業従事者自らが、生産したものの販売や加工を行い、新たな販路の開拓やマーケティングにあわせた商品の質の向上を図ることが期待でき、農家の所得向上並びに生産意欲の向上に繋がる。

(3) 周辺効果

特産品販売並びにツーリズム事業の浸透により、本市への来訪者が徐々に増加していくことが見込まれる中、気候も温暖で人情豊かな自然あふれる地域として、来訪者に対し「住みやすい地域」というイメージを定着させていきたい。「住みやすい地域」というイメージを持っていただくことにより、移住者の呼び込みが期待でき、人口の流出に歯止めをかけることができる。

また、地域イベントにあわせた、体験型観光の交流事業を実施することにより、定量的な誘客が確保できる。

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

「産業まつり」、「きははいや吉田三万石」、「コスモスまつり」、「しらうおまつり」など、市内で収穫、加工した特産品の販売・体験を推進するイベントを開催。安全安心な食材を求める周辺からの消費者も見込め、交流人口の拡大が望める。

(2) 推奨品認定制度

宇和島市内で生産・製造・加工された優れた特産品を宇和島市推奨品として認定することにより、品質向上の推進及び販売促進を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン(飲食店)、農家民宿など)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

宇和島市の全域

事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン(飲食店)、農家民宿、旅館などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、滅びつつある地域文化としての酒蔵の新しい継承の方法であり、新たな地域ブランドの創造による地域の活性化にも繋がる。

また、「農家レストラン」、「濁酒製造」を核としたツーリズムメニューを各地域において推進し、多彩な体験滞在型の観光メニューを創出していき、アクセスの悪い圏域に旅行者を呼び込むことにより、市全体に活気をもたらし、「気候も温暖で人情豊かな自然あふれる住みよい地域」としてのイメージを定着させ、中長期の滞在者並びに移住者の誘致へと繋げていくことができる。

以上により、本市において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

市では、今回特区の普及啓発にあわせて、無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反のないよう、定期的に広報紙等による啓発、並びに現地指導により監督を行っていく。